

## 資料6

# 令和8年度山口市地域包括支援センターの 運営方針（案）

令和8年2月

高齢福祉課

## 目 次

1 趣旨	1
2 運営上の基本指針	
(1) 運営における基本視点	1
(2) 市及び基幹型地域包括支援センター等との連携	1
3 業務の方向性	
(1) 総合相談支援事業	1
(2) 権利擁護事業	2
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	2
(4) 介護予防ケアマネジメント	3
(5) 在宅医療・介護連携推進事業	3
(6) 生活支援体制整備事業	4
(7) 認知症総合支援事業	4
(8) 地域ケア会議推進事業	5
(9) 指定介護予防支援	5
(10) 一般介護予防事業	5
(11) 災害時要配慮者（高齢者）への支援	5
4 重点的に行う事業	
(1) 自立支援・重症化防止	6
(2) 認知症対策の推進（再掲）	6
(3) 地域のニーズに応じた重点事業	6

# 令和8年度山口市地域包括支援センターの運営方針

## 1 趣旨

この方針は、地域包括支援センターの業務を民間に業務委託するにあたり、地域包括支援センターの業務の取組の方向性を示すことで、地域包括支援センター業務の効果的な実施に資することを目的とします。

## 2 運営上の基本指針

### (1) 運営における基本視点

#### ① 公益性

- ・ 地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ・ 運営費用は、市民の介護保険料や国・県・市の公費で賄われていることを十分理解した上で、活動を行います。

#### ② 地域性

- ・ 地域の介護・福祉サービス体制を支える中核的機関として、担当地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。
- ・ 地域住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く聞き、活動に反映させます。
- ・ 地域課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

#### ③ 協働性

- ・ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職は理念・方針を理解し、情報共有・連携・協働体制を構築し、チームで業務を遂行します。
- ・ 保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員・児童委員等と連携して活動します。

### (2) 市及び基幹型地域包括支援センター等との連携

- ・ 地域包括支援センター連絡会議等を通じ、市の関係部署と密に連携し、業務の連絡・調整を図るとともに、地域型センター間においても連携に努めます。
- ・ 基幹型地域包括支援センターは、地域型センターの円滑な業務実施を後方支援し、統括的役割を担い、地域型センターは必要に応じて相談・助言を求めます。
- ・ 各センターは事業計画、実績報告、自己評価結果を市へ提出。市は運営協議会に報告し、公正・中立的な運営を確保します。

## 3 業務の方向性

### (1) 総合相談支援事業

高齢者等に関する様々な相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用に繋ぐとともに、高齢者の実態把握や専門的・継続的な支援のために必要なネットワークの構築を行います。

### ① 総合相談

- ・ 年齢や属性を問わず、相談者に応じた機関・制度・サービスの情報提供を行います。
- ・ 地域住民が気軽に相談できるワンストップ総合相談拠点として機能を果たします。
- ・ 「まちの福祉相談室」と連携し、必要な機関と協力して適切な相談・支援を実施します。
- ・ 介護家族への支援強化として、介護離職防止に向けた相談、制度や活用できるサービスの情報提供、ヤングケアラー支援機関との連携を行います。

### ② ネットワークの構築

- ・ 行政機関、医療機関、介護サービス事業者、民生委員・児童委員等とのネットワークを強化します。
- ・ 高齢者の状況に合ったサービスや地域活動に繋げるため、きめ細やかな相談・支援、継続的な見守りを実施します。

### ③ 実態把握

- ・ 地域の高齢者的心身状況や生活実態を積極的に把握します。
- ・ 顕在化していない地域ニーズや課題を明らかにし、早期対応に努めます。

## (2) 権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のために必要な支援を行います。

### ① 高齢者虐待の防止

- ・ 高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、市民、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等への虐待防止の普及啓発を継続します。
- ・ 市と連携し、虐待への適切かつ迅速な対応を行います。

### ② 権利擁護の推進

- ・ 高齢者虐待や消費者被害等に関する相談・支援を関係機関と連携して実施します。
- ・ 未然防止に向け、高齢者への啓発活動を推進します。
- ・ 認知症等で判断力が低下した場合、介護サービス利用や金銭管理、法律行為が適切に行えるよう、市成年後見センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度等の活用を支援します。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、多職種連携体制の構築と介護支援専門員への支援を行います。

### ① 地域包括支援ネットワークの構築

- ・ 高齢者一人ひとりの状態に応じた支援ができるよう、保健・医療・福祉サービス機関、民生委員・児童委員協議会、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できる環境整備に取り組みます。

### ② 介護支援専門員への支援

- ・ 介護支援専門員が抱える事例について、関係機関と連携し専門的見地から助言を行い、実

践力向上を支援します。

- ・介護保険サービス以外の社会資源活用に関する情報提供を行い、ケアマネジメント技術向上のための研修を実施します。
- ・介護支援専門員同士の情報交換会を設定し、連携強化を図ります。
- ・居宅介護支援事業者が行う介護予防支援について、自立支援に資するケアマネジメントを実施できるよう、地域資源情報の提供や繋ぎの支援を行います。
- ・介護予防サービス計画の検証を通じて、介護支援専門員が把握した地域の高齢者ニーズを共有し、地域支援に繋げます。

#### (4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防及び日常生活支援のため、高齢者の心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

##### ○ 基本的な考え方

- ・高齢者の心身機能や環境を改善し、生活機能の向上や地域社会活動への参加を促し、生きがいのある生活や自己実現のための取組を支援します。
- ・利用者本人が目標を理解したうえで、必要なサービスを主体的に利用し、目標達成に取り組めるよう、具体的なサービスの検討とケアプランの作成を行います。
- ・サービス利用にあたっては、高齢者の心身の状況や環境に応じて、自立支援の視点から多様な選択肢（介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業、住民互助、民間サービスなど）を提案し、適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。

##### ○ 実施にあたっての留意点

- ・フレイル状態にある高齢者の生活機能改善を目指し、リハビリ専門職と同行訪問を行い、アセスメント力向上に取り組みます。
- ・目標志向型のケアプランを提案し、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチして支援します。
- ・要支援認定者が要介護認定者になった場合、またはその逆の場合には、ケアマネジメント業務の引き継ぎが円滑にできるよう、居宅介護支援事業所との連携を図ります。

#### (5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療や介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた住まいで過ごすことができるよう、取組を進めます。

- ・在宅医療や介護に関する市民の理解を深めます。
- ・地域の医療・介護サービスについて、自ら選択できるよう必要な情報を提供します。
- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者が、希望する場所で望む日常生活を送れるよう、入退院時の医療機関や介護事業所との連携を強化します。
- ・本人が望む場所で看取りを行えるよう、医療・介護関係者が本人（意思表示ができない場合は家族）と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるよう支援します。

## (6) 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援及び介護予防の体制づくりに取り組む住民主体の活動団体等と連携し、地域の実情に応じた多様な主体によるサービス提供体制の整備を図ります。

- ・ 高齢者の社会参加を促し、高齢者を含めた地域住民が「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、共に支え合う地域づくりを進めます。
- ・ 市内全域を担当する生活支援コーディネーターと、各地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターが協力し、「介護予防サポーター」を養成して、地域での介護予防活動を推進します。
- ・ 生活支援コーディネーターを中心に、地域の協議体で高齢者の生活課題を共有し、解決に向けた協議を行います。また、介護予防や生活支援（家事支援や外出支援等）に関して、既存の助け合いの仕組みの充実や多様なサービスの創出を進めます。
- ・ 生活支援コーディネーターが把握した地域資源を市民へ情報提供します。

## (7) 認知症総合支援事業

### ① 認知症への理解促進・認知症高齢者等の社会参加

認知症に関する正しい知識を身につけ、相談先や受診先を把握することで、認知症予防に取り組み、早期に医療・介護・福祉サービスを利用できるようにします。

また、地域で認知症への理解を深めることにより、認知症の人の意思が尊重され、社会参加が進み、希望を持って住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、取り組みを強化します。

- ・ 認知症予防講座を開催し、正しい知識を広めます。
- ・ 地域の通いの場で、認知症予防につながる運動や食事に関する知識を普及し、参加を促します。
- ・ 学校や職域など幅広い世代を対象に、認知症サポーター養成講座を開催します。
- ・ もの忘れや認知症の不安がある場合に、早期相談・受診ができるよう情報提供や啓発を行います。
- ・ 認知症地域支援推進員を中心に、身近な地域で相談支援を行い、医療・介護サービスや社会参加の場へ迅速に繋げます。
- ・ 認知症カフェの立ち上げや運営支援を行い、本人発信や社会参加の機会を確保します。
- ・ オレンジサポーターの活動場所や内容を拡充し、認知症の人の社会参加を促進します。
- ・ 認知症バリアフリーの取組を推進し、商店や企業と連携して安心して外出できる地域づくりを進めます。

### ② 認知症高齢者・家族等への支援体制の整備

認知症の人や家族が切れ目なく相談・支援を受けられるよう、包括的・集中的な体制を整えます。

- ・ 認知症地域支援推進員を中心に、身近な地域で相談支援を行い、医療・介護サービスや社会参加の場へ迅速に繋げます。
- ・ 専門医や多職種で構成される認知症初期集中支援チームによる包括的支援を実施します。
- ・ 認知症による行方不明者を早期発見するため、事前登録の周知や見守りネットワークの

拡充を行います。

- ・認知症の早期対応・診断に向けた課題解決や、医療・介護従事者の対応力向上のための研修会を開催します。

## (8) 地域ケア会議推進事業

支援が必要な高齢者等に適切な支援を行うため、多様な関係者で検討し、個別ケースの検討で共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけます。

### ① 個別地域ケア会議

- ・個別事例への対応や支援方法、支援体制づくり、地域課題の把握について、地域の支援者を含めた多職種が多角的な視点で検討します。

### ② 自立支援型地域ケア会議

- ・高齢者が自分らしい生活を送れるよう、多職種が目標達成に向けた意欲的な行動につながる具体的な日常生活への助言を行い、自立支援に資するケアマネジメントを支援します。

### ③ 地域別地域ケア会議

- ・地域課題の把握や解決に向けた検討を行い、支援体制やネットワークの構築を図ります。

### ④ 地域ケア推進会議

- ・市と地域包括支援センターが連携し、市全体に関わる課題解決に向け、関係組織の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、政策化に繋げます。

## (9) 指定介護予防支援

介護予防ケアマネジメントと共に方針に基づき一体的に実施します。

## (10) 一般介護予防事業

高齢者が運動機能を維持し、転倒や骨折を予防できるよう、介護予防に関する普及啓発や環境づくりを行います。また、高齢者が身近な地域で行われる介護予防の通いの場の担い手として活躍できるよう取り組みます。

- ・地域に介護予防に関する専門講師を派遣し、転倒骨折予防、認知症予防、生活習慣病予防、口腔ケアなどの知識や技術を普及啓発します。あわせて、高齢者自身の積極的な介護予防への取り組みを推進します。地域の実情に応じて、必要なテーマに重点的に働きかけます。
- ・「いきいき百歳体操」を活用し、住民主体の介護予防の通いの場の立ち上げや、継続支援を行い、高齢者が担い手としても活躍できる場を創出します。特に、中山間地域や通いの場が少ない地域で立ち上げが進むように働きかけます。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

## (11) 災害時要配慮者（高齢者）への支援

災害時に高齢者等の生命又は身体を守るため、避難支援の強化を図ります。

- ・地域包括支援センターが把握している要配慮者（高齢者）を対象に、緊急時避難支援アセスメント票を作成・更新し、災害時の対応に必要な情報を把握します。

- ・ 地域の防災に関する会議や訓練に参加し、災害時の対応方法を確認します。
- ・ 災害時においても業務を継続できるよう、策定した業務継続計画（BCP）に沿った運営を行い、年に1度、内容の確認や見直しを実施します。

## 4 重点的に行う事業

### (1) 自立支援・重度化防止

高齢者が主体的に介護予防や生活支援サービス事業、地域資源を活用した介護予防に取り組み、自立した生活を続けられるよう取り組みます。

- ・ 市民や介護サービス事業所を対象に、自立支援・重度化防止に関する普及啓発を行います。
- ・ リハビリ専門職によるアセスメント支援を活用し、地域包括支援センターでの初期相談時の対応を強化します。
- ・ 病気やケガなどで生活が困難になった高齢者が、自分らしい暮らしを取り戻せるよう、リハビリ専門職や管理栄養士による生活機能改善を目的とした短期集中型サービスを提供します。
- ・ 高齢者の能力や生活環境に応じた介護予防ケアマネジメントに基づき、多様な通所型サービス、訪問型サービス、その他生活支援サービスなどを提供します。
- ・ 介護サービス事業所が自立支援・重度化防止への理解を深め、利用者の身体機能や生活環境に応じた支援を行えるよう、研修会等を通じてサービスの質の向上を図ります。
- ・ リハビリテーションサービスについては、地域ネットワークを活用し、連携強化と質の向上を図ります。

### (2) 認知症対策の推進（再掲）

### (3) 地域のニーズに応じた重点事業

地域包括支援センターは、担当圏域の統計データや日々の業務で把握した地域課題を明確にし、地域特性に応じた取り組みを設定して、重点的に進めます。